2024年4月作成

事業承継税制の活用をご検討ください

**贈与・相続(承継)時に贈与税・相続税の負担をすることなく、
自社株等を承継することが可能です**

法人版事業承継税制の特例措置のポイント

1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく自社株を承継することが可能に

特例承継計画を提出することで、

自社株の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**

一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**

2 親族外も含む複数の株主から後継者(最大3人)への承継が対象

親族外を含むすべての株主から、

代表者である**後継者（最大3人）への贈与・相続が対象**

3 特例承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載

(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、
助言が必要)

※特例承継計画の提出期限は**2026年3月31日**まで

2018年1月1日から2027年12月31日までの贈与・相続が対象

＜事業者からの声＞

（先代経営者）
税負担のことを考えると事業承継に踏み切れませんでした。
そうした中、この税制の存在を知り、事業承継の話題を家族と話すようになりました。
息子も当初、税負担を懸念して承継することに悩んでいましたが、この税制を活用し、
円滑に承継することができました。

中小企業庁

個人版事業承継税制のポイント

1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく特定事業用資産を承継することが可能に

個人事業承継計画を提出することで、

特定事業用資産の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**

一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**

2 多様な事業用資産が対象

多様な事業用資産に係る贈与税、相続税が対象

① 宅地等(400㎡まで)

② 建物(床面積800㎡まで)

③ ②以外の減価償却資産で次のもの

・固定資産税の課税対象とされているもの

・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの

・その他一定のもの

(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産) 等

3 個人事業承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載

(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、助言が必要)

※個人事業承継計画の提出期限は**2026年3月31日**まで

2019年1月1日から2028年12月31日のまでの贈与・相続が対象

4 小規模宅地等の特例との選択適用

詳細については下記からご参照ください

○中小企業庁HP

【法人版の特例措置はこちら】

【法人版の問合せ先はこちら】

【個人版はこちら】

【個人版の問合せ先はこちら】